

社会福祉法人 慈恵会

ケアハウス第二飛驒川 利用契約書

軽費老人ホーム ケアハウス第二飛驒川を利用するにあたり、利用者とケアハウス第二飛驒川(以下「施設」といいます。)は、本契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 施設は、利用者が心身ともに充実した明るい生活を送ることができるように支援することを目的として、利用者が日常生活を営むために必要な居室及び共同生活室等を利用させるとともにこの契約に定める各種サービスを提供します。

(契約期間等)

第2条 利用者は、次項の入居開始日から第13条に定める本契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、各種サービスを利用することができます。

2 入居開始日は、令和 年 月 日とする。

(施設の管理、運営)

第3条 施設は必要な職員を配置して、入居者の日常生活に必要な諸業務を処理するとともに、建物及び付帯設備の維持管理を行います。

(遵守義務)

第4条 利用者は、施設の提示する運営規程及びその他の諸規定を遵守するものとします。

(各種サービス)

第5条 施設が提供するサービスは、次のとおりとします。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴の準備
- (3) 各種生活相談と助言
- (4) レクリエーション活動
- (5) 保健医療・福祉サービス等の利用についての便益供与
- (6) 災害・疾病時の対応

(食事)

第6条 施設は、利用者に対し、1日3食、利用者の健康に配慮した食事を食堂において提供します。

(入浴)

第7条 施設は、常に入浴環境を良好に管理するとともに、入浴は定められた時間において週に5回以上の利用とします。

(生活相談、助言)

第8条 施設は、常に利用者の各種の相談に応じ、適切な助言と必要に応じて行政及び関係機関への紹介などの支援を行います。

(生活援助等)

第9条 施設は、利用者が入居後において日常生活上の援助及び特別な介護を必要とする状態になった場合は、外部の在宅福祉サービスが導入できるよう所要の対応を行います。この場合の費用は利用者の負担とします。

(レクリエーション)

第10条 施設は、利用者が健康で明るい生活を送ることができるよう助言を行うとともに、利用者が自主的に趣味、教養、レクリエーションを実施する場合には、必要に応じてその行事にも協力します。

(外出及び外泊)

第11条 利用者は外出及び外泊をしようとする場合には、施設に別に定める方法により届け出るものとします。

(利用料)

第12条 利用料については、施設は厚生労働省の定める基準に従って、居住費、生活費、サービス提供費を合算し、用途別に算定して利用者に通知をします。ただし、利用者の個別の使用に係る特別なサービスに要する費用等は、その実費を利用者の負担とします。

2 施設は国の定める基準に改定等が生じた場合には、その内容に基づき利用料を改定するものとします。

3 利用者は利用料の通知を受けた場合は、当月分として翌月27日(土、日、祝祭日の場合は翌営業日)までに、施設が指定する方法により支払うものとします。

4 利用者は、毎年6月末までに前年の所得を別に定める様式(様式3号)により、施設に申告するものとします。

(契約の解除)

第13条 施設は、利用者が次の各号に該当した場合は、1ヶ月の予告期間において、この契約を解除することができます。

(1) 入居の資格要件を欠くに至った場合

- (2) 他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 外来者を無断で自己の居室に宿泊させようとする場合
 - (4) 不正の手段によって入居した場合及び提出書類等で虚偽の申告をした場合
 - (5) その他、この契約の条項に違反した場合及びその他の諸規定に違反し、施設の指示又は指導に従わない場合
- 2 利用者はこの契約を解除しようとする時は、1ヶ月の予告期間をもって施設の定める退去届を提出するものとします。
- 3 利用者が病気療養等で3ヶ月以上居室を不在とする場合は、施設、利用者間で協議してこの契約を解除できます。

(身元引受人)

第14条 利用者は、入居時に2名の身元引受人を立てるものとし、次の各号の責任を負います。

- (1) 利用者が疾病などにより医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること
- (2) 契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること
- (3) 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置をすること
- (4) 利用料等の支払いが遅滞した場合、極度額60万円の範囲内で連帯して支払うこと
- (5) 身元引受人が住所又は氏名を変更した場合若しくは死亡等で変更する場合は、すみやかに施設に通知(様式4号)すること

(造作、模様替え等の制限)

第15条 利用者は、居室に造作又は模様替えをする場合には、施設に対してあらかじめ書面によりその内容を届け出て、施設の承認を得るものとします。

- 2 利用者は、その居室以外について造作、模様替えなどを行うことはできません。

(居室の補修)

第16条 利用者は、居室内の補修又は改善を行う場合、その費用は施設の負担となります。

- 2 施設は、補修又は改善ができる部分については、あらかじめ利用者に通知するものとします。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は目的施設及びその備品について、利用者の過失などにより汚損、破壊若しくは消失又は施設に無断でその居室の原状を変更した場合は、直ちに利用者の負担にて原状に回復し、施設が定める代価を支払わなければなりません。

- 2 利用者はこの契約が終了した場合は、利用者の負担にて原状に回復するか又は原状回復に要する費用を施設に支払うものとします。

(長期不在)

第18条 利用者がその居室に1ヶ月以上不在となる場合には、利用者は施設に対し、あらかじめその旨を届けるとともに、各種費用の支払い、居室の保全、連絡方法等について施設と協議するものとします。

(立ち入り)

第19条 施設は、居室の保全、衛生、防犯、防火その他管理上の必要があると認められる場合は、利用者の承認を得ることなく居室に立ち入ることができます。

(退去に伴う居室の使用制限)

第20条 利用者は退去に伴い居室を明け渡す場合は、退去届で示す退去日までに荷物等の搬出及び第17条に定める居室の原状回復を行うものとします。

(身体拘束・虐待の禁止)

第21条 施設は、原則として、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。行動を制限する場合は、社会福祉法人慈恵会 身体拘束廃止マニュアルに基づき、利用者及び身元引受人に十分な説明を行い、同意を得るとともにその態様及び期間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由及び経過について記録します。

2 施設は、社会福祉法人慈恵会 虐待防止マニュアルに基づき、従業者への教育を徹底するとともに、いかなる場合においても利用者に対する虐待は行いません。

(秘密の保持)

第22条 施設及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者及び身元引受人の秘密を洩らしません。

2 施設は、従業者が退職後、在職中に知り得た利用者及び身元引受人の秘密を洩らすことがないよう必要な措置を講じます。

3 施設は、県及び市町村、医療機関等へ利用者及び身元引受人に関する情報提供の必要がある場合には、必要な情報を提供します。

(個人情報管理)

第23条 施設は、社会福祉法人慈恵会 個人情報管理規程に基づき、利用者及び身元引受人の個人情報を厳正に取り扱います。

(相談・苦情等への対応)

第24条 利用者及び身元引受人は、提供されたサービス等に相談や苦情がある場合、いつでも重要事項説明書に記載の苦情受付窓口に関合せ及び苦情を申し立てることができます。その場合、施設は社会福祉法人慈恵会 苦情対応マニュアルに基づき、すみやかに事実関係を調査するなど、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上に努めます。

- 2 施設は、利用者、身元引受人から相談及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者に対して不利益、差別的な扱いを行いません。
- 3 提供したサービスに関して、県からの質問・文章の提供に応じ、苦情に関する調査に協力します。なお、県からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行います。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第25条 施設は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、社会福祉法人慈恵会 リスクマネジメントマニュアルに基づき、すみやかに身元引受人、必要に応じて県に報告を行うとともに必要な対応を行います。

- 2 施設は、サービス提供にあたって故意又は過失により、利用者に与えた損害に対し、責任を負います。その損害賠償内容については、双方協議の上これを定めます。ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、損害賠償額を減することができるものとします。
- 3 施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、損害賠償責任を負いません。
 - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (3) 利用者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
 - (4) 利用者が、施設及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

(介護サービス記録)

第26条 施設は、利用者に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結日から社会福祉法人慈恵会 定款施行細則に定める期間において保存します。

- 2 利用者及び身元引受人は、施設に対し、記録の閲覧・複写を求めることができます。それに対し、施設は社会福祉法人慈恵会 個人情報管理規程に基づき対応します。なお複写の場合、施設は実費相当額を請求者に請求することができます。

(緊急時の対応)

第27条 施設は、利用者の急激な体調の変化又は怪我などにより、緊急に診察・治療が必要となった場合、利用者の主治医又は施設の協力医療機関において、すみやかに必要な治療等が受けられるよう措置を講じ、併せて身元引受人へ連絡をします。

(非常災害時の対応)

第28条 施設は、サービスの提供中に天災その他の災害等の事態が生じた場合は、施設が定める防災計画に基づき、利用者の避難等安全を確保するための必要かつ適切な対応を行います。

2 施設は、非常災害時の対応の具体的な対応方法、避難経路及び関係機関との連携等を随時確認します。

3 施設は、非常災害時の対応に備え、定期的に防災訓練を行います。

(契約に定めのない事項)

第29条 本契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、必要に応じて利用者及び身元引受人との協議の上、誠意をもって解決するものとします。

本契約を証するため、利用者及び事業者は署名又は記名押印のうえ、本契約書を作成し、それぞれ1通ずつ保有します。

令和 年 月 日

《 利用者 》

私は、以上の契約の内容について説明を受け、その内容を理解し、本契約を申込みます。

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号

《 身元引受人 》

私は、以上の契約につき説明を受け、身元引受人の責任について理解しました。

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 _____

電話番号

《 身元引受人 》

私は、以上の契約につき説明を受け、身元引受人の責任について理解しました。

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 _____

電話番号

◀ サービス事業者 ▶

当施設は、利用者の申込みを受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

所在地 〒509-0302
岐阜県加茂郡川辺町上川辺930番地の1

名称 軽費老人ホーム ケアハウス第二飛騨川
施設長 坂 元 鉄 也 ㊞

電話番号 0574(53)6715

F A X 0574(53)6710